

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部改正（令和8年7月21日施行）

令和8年7月21日に自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）及び道路交通法の一部が改正され、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化等や酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化がなされました。

自動車運転死傷処罰法の一部改正

いわゆる飲酒類型に係る要件の明確化

危険運転致死傷罪の対象行為のうち、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」との要件について、「身体に血液1㎖につき1.0mg以上又は呼気1ℓにつき0.5mg以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化された。

高速度運転の対処困難性を捉える類型の追加

最高速度の区分に応じ当該最高速度を50km/h又は60km/hを超える速度以上の高速度で自動車を運転する行為や、当該高速度に準ずる速度であって道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為が危険運転致死傷罪の対象行為として追加された。

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせる走行を直接捉える類型の追加

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為が危険運転致死傷罪の対象行為として追加された。

道路交通法の一部改正

酒酔い運転の罪の「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」との要件について、「身体に血液1㎖につき1.0mg以上又は呼気1ℓにつき0.5mg以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と明確化した。

情報発信元

交通総務課

電話：048-832-0110(代表)

URL <https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0010/kotsu/080721.html>

(埼玉県警察ホームページ)



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudouro.html>



問い合わせ先

全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
 (2026年)
 改正道路交通法施行令施行

60 km/h
 30 km/h



警察庁・都道府県警察

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。